

京田辺市教育委員会告示第1号

京田辺市生涯学習情報誌広告掲載に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、京田辺市生涯学習情報誌（以下「生涯学習情報誌」という。）の広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に関するもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (7) その他生涯学習情報誌に掲載する広告として適当でないと教育長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告掲載に関する基準は、教育長が別に定める。

(掲載申込み)

第3条 生涯学習情報誌に広告の掲載を希望する者は、京田辺市生涯学習情報誌広告掲載申込書（別記様式第1号。以下「申込書」という。）に広告原稿を添えて、教育長に提出するものとする。

(掲載決定)

第4条 教育長は、前条の規定による申込みを受けたときは、審査の上掲載の可否を決定し、京田辺市生涯学習情報誌広告掲載決定通知書（別記様式第2号）により、申込者に通知するものとする。

(掲載位置)

第5条 広告の掲載位置は、社会教育担当課で決定する。

(広告の規格及び料金)

第6条 広告の規格及び料金は、次のとおりとする。

規 格	広告スペース (c m)		料金 (円)
	タテ	ヨコ	
	4. 4	6. 7	1 0, 0 0 0

(広告料金の納付)

第7条 広告の掲載決定の通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、教育長が指定した期日までに、広告料金を納付しなければならない。

(広告主の責任)

第8条 広告主は、広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

(変更の届出)

第9条 広告主は、次の各号のいずれかに該当するときは、京田辺市生涯学習情報誌広告内容変更届（別記様式第3号）により速やかに教育長に届け出なければならない。

(1) 広告内容を変更するとき。

(2) 申込書の記載内容に変更があったとき。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

別記

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

京田辺市教育委員会教育長 様

京田辺市生涯学習情報誌広告掲載申込書

京田辺市生涯学習情報誌広告掲載に関する要綱第3条の規定により、次のとおり申し込みます。

申 込 者	ふりがな 名称			
	住所	〒		
	ふりがな 代表者氏名	①		
	ふりがな 担当者氏名			
	連 絡 先	電話番号		
		FAX 番号		
		メールアドレス		
	業種			
掲載希望期間	年 月 日号から 年 月 日号まで（全 回）			
	内 訳	<input type="checkbox"/> 4月15日号	<input type="checkbox"/> 6月15日号	
		<input type="checkbox"/> 9月15日号	<input type="checkbox"/> 12月1日号	
		合 計	回	
掲載料の支払方法	<input type="checkbox"/> ①一括 <input type="checkbox"/> ②発行毎			

※必ず広告原稿を添付してください。

※初めて申し込む場合は、会社案内等を添付してください。

様式第2号（第4条関係）

文 書 番 号

年 月 日

様

京田辺市教育委員会教育長



京田辺市生涯学習情報誌広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました京田辺市生涯学習情報誌への広告掲載については、京田辺市生涯学習情報誌広告掲載に関する要綱第4条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

掲載の可否	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否	
掲載できない理由		
掲載期間	年 月 日号から 年 月 日号まで（全 回）	
	内訳	<input type="checkbox"/> 4月15日号 <input type="checkbox"/> 6月15日号
		<input type="checkbox"/> 9月15日号 <input type="checkbox"/> 12月1日号
	合 計	回
掲載料金	円 (10,000円 × 回)	

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

京田辺市教育委員会教育長 様

申込者氏名

㊞

京田辺市生涯学習情報誌広告内容変更届

年 月 日付けで申し込みました京田辺市生涯学習情報誌広告につきまして、京田辺市生涯学習情報誌広告掲載に関する要綱第9条の規定により、次のとおり変更を届け出ます。

変更する項目	
変更前	
変更後	

※広告原稿を変更する場合は、変更前後の広告原稿を添付してください。